

議案第 5 4 号

亀山市健康づくり関センター条例の廃止について

亀山市健康づくり関センター条例を別紙のとおり廃止する。

平成 3 0 年 8 月 2 4 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市健康づくり関センター条例を廃止する条例

提案理由

条例の廃止について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市健康づくり関センター条例を廃止する条例

亀山市健康づくり関センター条例（平成17年亀山市条例第96号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。